1 昭和32年6月13日 木曜日 鳥 取 県 公 報(号外) 第45号 その結果を次の通り公表する。 地方自治法第百九十九条の規定に基き、 に係る衛生課並びに予防課の定期監査を執行したので、 鳥取県監査公告第百八十七号 ◇監査公告 昭和三十一年度に係る衛生課並びに予防■ 次 昭和三十二年六月十三日 同 同 鳥取県監査委員 監 查 公 小 谷 原本 昭和三十一年度 善 治 利 郎 髙 治 れたい。 予 即ち保健所監査を通じ指摘した如く医師及び一般職員 きである。 化を図り衞生行政の伸展を期するよう格段の努力をさ 置等につき権限委譲と併せ考慮し第一線機関の充実強 の欠員または不足によつて業務の執行運営に支障を生 衛 じているが特に医師の確保、その他職員の合理的再配 保健所職員の適正配置につき県当局は特に配慮すべ 衛生関係行政事務の権限委譲については今回委任規 監 査 防 生 生 箇 監査委員 同 所 課 課 課 松 昭和三十二年四月四日監査

治

治

髙郎

則の全面改正により現地機関に対し局部的に委譲され

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可毎週火、金曜日殺行(但休日に当るときは翌日)

昭和三十二年四月四

日

行

月 日

期するよう一層の配意が必要である。 制の確立等行政的措置の推進を図り結核対策の 髙揚を図らしめるよう格段の努力を望む。 なお一層啓蒙普及宣伝の徹底に努め住民の衛生思想の 県は更に市町村に完全実施の保進励行策を講ずるとと もに伝染病予防に対する衛生教育資材の整備等により 性病患者は年々減少しつつあるけれども売春防 法定伝染病に対する予防接種状況は低率であるの

なつているが開業医の報告義務の励行と措置の適正並 の施行により性病予防に対する行政措置が一層困難と 講ずる必要がある。 びに早期治療により蔓延防止の啓蒙等更に行政施策を 止法

四 環境衛生行政業務の統一的執行につき再検討の要 から

課で担当している二元的行政措置が執られ、 環境関係業務は、 とした指導業務を分掌し、 庁部内で 0 連絡調整に円滑を欠ぎ更 さきの機構改革によつて施設を中 行政上の監視業務は、 には、 ために本 現地 衛生 心

3

組織機構の簡素合理化と人員の適正配置に留意 たが更に権限委任の拡大を要するもの等が認められ 整えたので今後の合理的運営が期待されるが、依然と 結核病床一○五)を確保し一応総合病院として形態を て本庁内部統制機構その他に が根本的には本庁、 給与、その他間接的待遇改善等も併せ考慮し優秀職員 の誘致、 して医師の充実確保が困難のようであるので更に県は 全工程を終り計画病床三〇〇床 中央病院の拡充整備については本年度をもつて予定 確保に特別配意し、独立採算の基本線に立ち 出先機関を通じ事務の再配分及 つき更に検討されたい。 (普通病床一九五、 され し併せ U る た

辺 近時農業経営に新農薬の導入される範囲が極め 円滑なる運営を図らしめるよう最善の努力を 県下で三十七名の中毒者が発生している現状にかん ために本年中においても使用上の不注意未熟等によ 特定毒物使用に対する災禍の防止 これが適切な取扱による災禍の防止 につ ζì と更には 7 て多く 不 b が

> 薬品 強力なる指導取締を実施されたい なお取扱い指導者の養成に Ø 掃に つき農薬関係課等と緊密連け ついても一層努力された 15 Ø 6 K

防 監査委員 課 昭和三十二年四月四日 利 監査

予

治 郞 髙

結核対策については旣に保健所監査を通じ種 たが要は、 結核予防対策につき更に一段の考慮 これらの現地機関をして が必要である。 々指摘し

- 陽性者に対する積極的指導
- 健康診断による患者の早期発見

2

等県は確固 居宅患者の療養指導の強化 たる運営指導方針に基き強力な措置を

推進せしめる要がある。 また医療費公費負担の周知徹底、 び保健所の機動力の充実強化更には、 療養施設の増設、 市 町村の 協力体 及

ない。 また当課で分掌しているこの事業予算は計上され 関の執行運営に支障を生じてい し適切なる措置を講ずべきである。 これらの点につき県は行政組織上根本的に再検 る面がある 7 S

万全を

で

Ŧī. 保健所監査を通じてみると各所でとの立地、 会、体験発表会、講習会等により啓蒙に努めているが ことが必要である。 によつて業務量に多寡があり万全を期し難い面がある 栄養改善指導については外部団体の協力を得て展示 で適確なる指導方針によつて更に業務の充実を図 環境条件

漁村については生活改善主管課とも連絡を密に 域的活動の普遍的伸張策を講ぜられ なお食生活改善運動の中核となる指導者養成を図り地 なお毎年行つている国民栄養調査の結果の活 の組織の育成強化と効果的な啓蒙指導に努められたい。 ても特に留意されたい ていたが特に 用に してそ 農山 0 \sim

受胎調節の指導については、 る普及指導と保健所に 県内二三〇余名の実地 おける衛生教育等 Ø

機会を通じて努力してい 督励に努められたい。 導は低調であるので常に実地指導員活動状況をはあく ある。特に指定地区における特定階層に対する普及指 で母子衛生の一環として更に指導の徹底を期すべきで 毎年全国最髙率を示しており逐年増加の傾向にあるの しその指導方法等についても検討を加え積極的な指導 るが、 本県の人工姙娠中絶は

資料としてその活用に資すべきであるにもかかわらず 統計業務は正確でしかも衛生に対する各種行政施策の 衛生統計の正確度につき更に留意された

七

つてその活用についても充分考慮が払われていない 各種統計数字が各業務担当係の集計数字と不突合であ とは衛生統計の性格からして考究すべきである。

扱わしめるよう特に留意されたい。 いても指導の徹底を図りしかも権威のあるものとし取 また各保健所から報告する各種統計数字の正確度につ

項の報告を各業務担当別で個々に徴することはなるべなお部内相互の連絡調整は一層緊密化を図つて同一事

発

行 日

金

阳和四年四月十五日第三種郵便物認可

く避けるよう考究されたい。

万鳥 鳥 市 取東 県町 取

印

刷

所 県

印発

所^取者</sub>取 県 県 鳥鳥 鳥取鳥取 市 東 町